○総務省告示第七十八号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年三月七日

総務大臣　片山　善博

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
東京都	八王子市	平成二十四年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
	武蔵野市		
	昭島市		
	調布市		
	町田市		
	小金井市		
	多摩市	同右	同右
	稲城市		
	あきる野市		
	小平市	同右	同右
	日野市		
	東村山市		
	国分寺市		
香川県	三豊市	平成二十五年三月三十一日	同右
	綾歌郡宇多津町		
	仲多度郡琴平町		
	同郡まんのう町		
福岡県	筑紫野市	同右	同右
	春日市		
	大野城市		
	宗像市		
	太宰府市		
	古賀市		
	福津市		
	糸島市		

			小金井市
			小平市
			日野市
			東村山市
			国分寺市

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第千七百八十七号（一に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月二十一日農林水産省告示第二千九十四号、昭和四十一年十二月二十八日農林水産省告示第千六百五十九号（二から四に係るものに限る。）、昭和五十八年八月九日農林水産省告示第千三百九十八号（四に係るものに限る。）、昭和五十八年九月十二日農林水産省告示第千六百六十五号（三に係るものに限る。）、昭和五十七年十月二十三日農林水産省告示第千六百三十六号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

			筑紫郡那珂川町
			糟屋郡宇美町
			同郡篠栗町
			同郡志免町
			同郡須恵町
			同郡新宮町
			同郡久山町
			同郡粕屋町

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和五十四年七月十七日農林水産省告示第千三十六号、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百三十四号、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百三十一号、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百二十六号、昭和五十八年十月十五日農林水産省告示第千八百十六号、昭和五十八年十月十四日農林水産省告示第千八百四十九号、昭和五十八年十月十五日農林水産省告示第千八百七十五号、昭和五十八年十二月三日農林水産省告示第二千三百二十号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）